

# 『天保九年 正風俳諧連歌宗匠伝授状』

—— 織 刻 ——

倉 田 紘 文

昭和四十九年七月十八日の大分合同新聞紙上に「夏越大祭（宇佐神宮）に花そえる『俳句灯籠』復活」の記事が載っている。その記事の中に

宇佐地方は宇佐神宮と朝廷の關係から京都との交流が深く和歌や俳句が盛んで宇佐神宮の夏越大祭には必ず「俳句灯籠」が奉納され、万灯籠と共に夏の風物詩になっていた。井本さんの家は代々俳句をたしなんでおり、先祖の井本嘉右衛門さんが天保九年八月六日、俳句の宗家八千房桃堂から宗匠として五世雅睦を名乗ることを許された秘伝書など古文書が残されている。

とある。そこで私は先日、大分県宇佐市南宇佐の井本哲一さ

んを尋ねて、その秘伝書を見せて戴いた。

同宗匠伝授状は、縦一七センチ、長さ二五六センチであり、「花本八千房□年伝授状」と書かれた巻物仕立てである。

明治二十五年に執筆された正岡子規の「蕨祭書屋俳話」に

自ら見識も無き批評眼も無き俗宗匠輩は、自己の標準なきを以て古人の所説にすぎり

と、宗匠なるものを軽視し、三年後の明治二十八年に執筆された「俳諧大要」には

天保以後の句は概ね卑俗陳腐にして見るに堪へず。称して月

並調といふ。

と書いている。

この宗匠を中心として展開された江戸末期の俳諧の俗調について、尾形竹氏は『月並俳諧の実態(一)』(「俳句」昭和五十年四月号、角川書店)の中で、次のように述べておられる。

今日、月並俳諧といえば、俳人たちから最も唾棄すべきものとされ、*「月並」*の語は、低俗陳腐の代名詞にさえなっている。そのように耳慣れた月並俳諧ではあるが、さて今改めてその再検討のために、それがどのような実態のものであったかを知ろうとしても、俳諧辞典や俳句講座のたぐいから適切な解答を求めることはむづかしい。改造社版の「俳句講座」および「続俳句講座」には、月並を論じた五本の論説が収められているが、そのいずれも、月並の陳腐にして排斥すべきものであることを説くのみで、天保期のそれがどのような形態のもとに生産されていたかについての具体的記述を欠ぐ。

とある。

ここにこの天保九年の俳諧宗匠伝授状の繙刻が、その謎を解くわずかな手がかりとなり得れば幸いである。

花本八千房□年傳授狀（雅睦之）

正風俳諧連歌依執心  
 傳授之雖為親子不可  
 在他見者也

二條家御殿

俳諧花本

八千房



正風俳諧連歌依執心傳授候。雖為親子不可在他見者也。  
（朱印）

二條家御殿

俳諧花本

八千房

五世

□改（朱印）  
 （花押）

雅睦君之（花押ノ左上「改」字アリ）

五世

雅睦君之

前略

元禄年中より今天保に至迄四世相続、去る文化年中より于  
 今中絶の処、執心の輩是あらは傳授し、五世雅睦相続可致、  
 右相続卷、丹後国出石村にして焼失、今般相改候処相違無之  
 の條、如件。  
 (繼目朱角印三顆アリ)

元禄年中より今天保に至迄四世相続、去る文化年中より于  
 今中絶の処、執心の輩是あらは傳授し、五世雅睦相続可致、  
 右相続卷、丹後国出石村にして焼失、今般相改候処相違無之  
 の條、如件。  
 (繼目朱角印三顆アリ)

前略

元禄年中より今天保に至迄四世相続、去る文化年中より于  
 今中絶の処、執心の輩是あらは傳授し、五世雅睦相続可致、  
 右相続卷、丹後国出石村にして焼失、今般相改候処相違無之  
 の條、如件。  
 (繼目朱角印三顆アリ)

一其元近國近郷を

執心、其元近郷を以て取次

又無傳授して宗匠杯可致もの有之候は、其元より急度差

留可申出事。

了、其元近郷を以て取次

又無傳授して宗匠杯可致もの有之候は、其元より急度差

宗匠心得の事

一平仄調たりとも句意不調の句に不可致押花。

押花、平仄調たりとも句意不調の句に不可致押花。

口傳

一其元近國近郷を執心、其元近郷を以て取次

又無傳授して宗匠杯可致もの有之候は、其元より急度差

留可申出事。

了、其元近郷を以て取次

一其元近國近郷を執心の輩有之は、取次を以早速可申出、猶  
又無傳授して宗匠杯可致もの有之候は、其元より急度差  
留可申出事。

宗匠心得の事

一平仄不相調句に不可致押花。平仄心得左に記。

口傳

一平仄調たりとも句意不調の句に不可致押花。

一平仄調たりとも賦に不叶杯扱に不可致出事。

一賦の五句

一賦の三十句

賦の心得口傳記

口傳

一賦の平仄相調

句意だけ直敷句秀逸に可出来事

句意だけ直敷句秀逸に可出来事

一賦の平仄相調

句意だけ直敷句秀逸に可出来事

ア

### 要語

意在ハリ无情無情或任任相間相間語盡語盡俗事俗事

榻榻間間語盡語盡俗事俗事

若若平語上平語上

一賦もの五句。

一賦もの三十句(体)

賦もの心得の事左に記。

口傳

一賦もの平仄相調其上句意だけ直敷句秀逸に可出来事。

(継目朱角印三類アリ)

一賦もの平仄相調其上よく働ある句袖に可出来。

### 要語

意在ハリ无情無情或任任相間相間語盡語盡俗事俗事若平語上若平語上

如斯

翁之演給ひ常に門人にしめし給ふ要語也

拉○濃○寫○可○花○至○不○證○長○幽○  
 鬼○躰○古○時○麗○極○明○海○高○玄○  
 強○見○一○透○松○麗○理○有○高○行○  
 力○樣○興○逸○躰○躰○也○之○山○雲○  
 薄○一○景○拔○竹○存○撫○物○遠○廻○  
 賊○節○林○群○躰○直○民○哀○之○雪○

- 拉○濃● 寫○可○ 花●麗● 至○極● 不○明○ 證○海● 長○高● 幽○玄● 躰○  
 鬼●躰○ 古○時○ 麗○極● 明○海● 高○山● 行○雲●  
 強○見● 一●透● 松●麗● 理○有○ 高○山○ 行○雲○  
 力●樣○ 興○逸● 躰●躰● 也○之○ 山○雲○  
 薄○一○ 景○拔○ 竹○存○ 撫○物○ 遠○廻○  
 賊●節○ 林●群○ 躰○直○ 民○哀○ 之○雪○

(○○ノ符号ハ朱書ナリ)

如斯 翁の演給ひ常に門人にしめし給ふ要語也

附句

六躰

△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△

旋

一 會席對限の時急進寄りて坐列すへき事

一指たる用もなき事に節々不可立席事

一指たる用もなき事に節々不可立席事

一 扇子をならすまじき事

一 句を高声に咏吟し雑談致間鋪事

一 句を高声に咏吟し雑談致間鋪事

一 句を高声に咏吟し雑談致間鋪事

附句

六躰

(△ノ符号ハ朱書ナリ)

△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△

(繼目朱角印三顆アリ)

△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△  
△△△△△△△△△△△△△△

旋

一 會席對限の時急進寄りて坐列すへき事

一指たる用もなき事に節々不可立席事

一句を高声に咏吟し雑談致間鋪事

一 扇子をならすまじき事

一 行跡を見たり

いねふり

一 末座の若輩差合をくり

くささ

一 宗匠の外指入已下

いふへからす

一 其席の宗匠の外指入已下

一 不可致句數事

一 初心の人不可致句數事

一 自然不及差合

一 沙汰、知之有者

一 隣席の人云伝へき事

一 いねふり(目撃)行跡を見たり(見たり)間敷事。

一 末座の若輩差合をくり高聲にいふへからす。自然不及差合

沙汰、知之有者(之を知る者)潜(ひそかに)に隣席の人云伝へき事。

一 其席の宗匠の外指入已下不可争論事。

一 初心の人不可致句數事。

一我付たる句に次句不附うち不可立席。併不叶もあらは無是非事。

一満坐已前不可立席帰事。

右の條々可相心得もの也。

北事

一監整と音ふた之席

一

右の條々可相心得もの也

よのや

浪華  
八千房

天保九年  
八月吉  
執筆

五世  
雅睦とのへ

一我付たる句に次句不附うち不可立席。併不叶もあらは無是非事。

一満坐已前不可立席帰事。

右の條々可相心得もの也。

浪華

八千房

天保九年

八月 吉日

執筆

□ (朱印)

五世

雅睦とのへ